

# 火災損害届について

## 火災損害届とは

火災により損害を受けた建物、車両、家財品などを正確に把握し、損害内容を調査するために提出していただくものです。

## 記載について

火災により損害を受けた全てのものについて、可能な範囲で構いませんので、できる限り詳しく記載してください。

## 提出について

火災保険の加入の有無などに問わらず、火災が発生した日から起算して、おおむね5日以内に提出してください。

提出については、下記に記載する火災が発生した市町村の所管課（支署・係）の提出窓口へ持参してください。

## 提出窓口・お問い合わせ先

所管課（支署・係）	住所	電話番号
当別消防署予防課予防係	石狩郡当別町錦町 351 番地	0133-23-2537
新篠津消防署総務課予防係	石狩郡新篠津村第 46 線北 12 番地	0126-57-2034
石狩消防署警防課防火推進担当	石狩市花川北 1 条 1 丁目 2 番地 3	0133-74-7165
石狩消防署石狩湾新港支署	石狩市志美 65 番地 2	0133-62-3127
石狩消防署厚田支署	石狩市厚田区厚田 106 番地	0133-78-2131
石狩消防署浜益支署	石狩市浜益区浜益 2 番地 3	0133-79-3080